

≪「保育の必要性」の事由及び証明する書類について≫

別ファイルの各種証明書から該当する証明書等をプリントアウトしてご使用ください。

	事由	必要書類
①	就労 毎月52時間以上の就労	居宅外・居宅内就労 I 就労・内職証明書 ※ 就労が決まっている（就労内定）場合は、内定通知書（勤務時間等雇用形態が確認できるもの）または就労・復帰・内職予定証明書。ただし、就労後、就労・内職証明書を提出すること。
		自営業・農業 I 自営業等就労申立書
②	妊娠・出産	I 母子手帳（出産予定日の分かる書類）のコピー
③	保護者の疾病・障がい	I 診断書または身体障害者手帳等のコピー ※ 入院の場合は入院期間が分かる書類。ただし、診断書に入院期間が明記されている場合は省略できます。
④	障がいまたは長期入院など、常時の介護や看護が必要な親族がいること	I 診断書または身体障害者手帳等のコピー ※ 入院の場合は入院期間が分かる書類。ただし、診断書に入院期間が明記されている場合は省略できます。 II 申立書
⑤	災害復旧	I 罹災証明書
⑥	求職活動	I ハローワークカードのコピー II 誓約書
⑦	就学	I 在学証明書 ※ 就学が決まっている場合は、合格通知書。ただし、就学後、在学証明書を提出すること。 II 在学期間の分かる書類

※ ただし、上記②・⑥については入園できる期間が限定されます。

②：出産予定日から起算して産前6週の属する月の初日から産後8週の翌日の属する月の末日まで

⑥：90日間（90日以内に就労証明書の提出がない場合は認定取り消しとなります）